

三宅町 地域行事等の開催に係るガイドライン

〈令和5年3月改訂版〉

1. 目的

令和5年2月10日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されたこと及び、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が一部変更されたこと等を踏まえ、3月13日以降のイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について下記のとおり変更します。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があります。

2. 行事等開催の基準と目安

行事等の開催の可否に関する判断基準・目安については、下記のとおり変更します。
(政府からの「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を参考に作成しています。)

【公共施設での行事開催等の判断基準・目安】

収容人数上限5,000人又は、収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とすることを基本とされているが、三宅町が設置する施設については、収容定員が500人以下であるため収容率を100%とします。

なお、収容定員の定めのない施設は、人と人が触れあわない程度の間隔を開けて座席を設置して下さい。

3. 感染症対策について

- ① 会場は、参加者間に適切な距離がとれるよう座席を配置してください。
- ② 機械換気による常時換気または、窓を開け換気をしてください。
- ③ こまめな手洗い・手指消毒を徹底してください。
- ④ 使用した物品の消毒を実施してください。
- ⑤ 参加前の検温の徹底及び、発熱等の症状がある方への参加自粛の呼びかけを実施して下さい。